

議案第5号

鳥栖市立小、中学校の管理に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する

令和2年2月19日

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

(提案理由)

鳥栖市立小、中学校の管理に関する規則の一部を改正したため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第9号の規定によりこの案を提出する。

議案第5号 資料

鳥栖市立小、中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則案の概要

1 改正の理由

小中学校の夏季休業期間を短縮することで、授業時数を十分に確保するとともに、児童生徒と触れ合う時間を増やし、指導の充実を図るため。

2 改正の内容

第1学期の終期及び第2学期の始期並びに夏季休業日の終期を改める。

	現 行	改 正 案
第1学期	4月1日から <u>8月31日</u> まで	4月1日から <u>8月24日</u> まで
第2学期	<u>9月1日</u> から12月31日まで	<u>8月25日</u> から12月31日まで
夏季休業日	7月21日から <u>8月31日</u> まで	7月21日から <u>8月24日</u> まで

3 施行日

令和2年4月1日

鳥栖市立小、中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥栖市立小、中学校の管理に関する規則（昭和32年教委規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「き損」を「毀損」に改める。

第23条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第24条中「8月31日」を「8月24日」に、「9月1日」を「8月25日」に改める。

第25条第1項第2号中「8月31日」を「8月24日」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

現 行	改 正 案
<p>(設備の亡失等)</p> <p>第5条 校長は、学校の施設、設備の全部又は一部が<u>き損</u>又は亡失した場合並びに廃棄手続を必要とする場合には、速やかに、教育委員会に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>(学校以外の施設の利用)</p> <p>第23条 校長は、学校以外の施設を利用しようとする場合次の各号の<u>一</u>に該当するときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(学期)</p> <p>第24条 学年を分けて次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>9月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第25条 休業日は法令に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 夏季休業日 7月21日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(設備の亡失等)</p> <p>第5条 校長は、学校の施設、設備の全部又は一部が<u>毀損</u>又は亡失した場合並びに廃棄手続を必要とする場合には、速やかに、教育委員会に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>(学校以外の施設の利用)</p> <p>第23条 校長は、学校以外の施設を利用しようとする場合次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(学期)</p> <p>第24条 学年を分けて次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月24日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>8月25日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第25条 休業日は法令に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 夏季休業日 7月21日から<u>8月24日</u>まで</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>